

令和6年

第1回 教育委員会会議録

あさぎり町教育委員会

令和6年1月29日（月）

令和6年 第1回 あさぎり町教育委員会会議録（要旨）

日 時	令和6年1月29日（月） 午後3時00分	
場 所	役場本庁舎 2階会議室	
出席委員	伊勢啓史朗 中村麻有 椎葉直美 恒松倉基	
欠席委員		
事務局職員	教育長 米良隆夫 指導主事 吉川 巧 教育審議員 徳田雅人 教育課参事 高田由佳 教育課主事 福本滯生	教育課長補佐 石井 誠 給食センター長 樫木寿礼 教育課主幹 那須照正 教育課主事 犬童咲綾
傍 聴 人	なし	
会議録署名委員	中村麻有	

《開会 午後2時55分》

1 開 会

○山口課長 定刻より早ようございますけれどもおそろいですので始めさせていただきます。御起立願います。礼。着席ください。教育委員の定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回教育委員会会議を開催いたします。本日の会議日程は御手元のとおりです。それでは、教育長挨拶をお願いいたします。

2 教育長挨拶

○米良教育長 はい。では改めまして教育委員の皆様、こんにちは。本日は大変お忙しい中に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。もう、今日のニュース等で御存じだと思いますが、県内で1番、温度が低かったのがあさぎり町ということでマイナス6度でございましたですね。本当に寒い日が続いておりますし、また、コロナも第10波ということで非常に心配しております。町内もまだコロナそれからインフルエンザもですね流行しておりますので、健康等には十分御留意いただければというふうに思っております。本日もですね、いろいろ議案等準備しておりますので、またいろいろ御意見をいただければと思います。よろしくをお願いいたします。お世話になります。

3 会議録署名委員の指名

○山口課長 次に、会議録署名委員の指名をお願いいたします。

○米良教育長 はい。本日は、中村委員をお願いしたいと思いますよろしくをお願いいたします。

○中村委員 はい。

4 会期の決定

○山口課長 次に、会期を諮りいたします。令和6年1月29日限りでよろしいでしょうか。（○「はい」という意見多数あり）ありがとうございます。意見多数ですので、会期を1月29日の1日限りといたします。次に、教育長報告をお願いします。

5 教育長報告

○米良教育長 はい。それでは、レジュメの1ページをお開けください。よろしくお願いいたします。それでは、主な事業から報告させていただきます。まず、1月4日木曜日には、あさぎり町二十歳の成人式を、須恵文化ホールで開催いたしました。大変お忙しい中に御参加いただきましてありがとうございます。それから、1月7日には日曜日には、あさぎり町消防団出初め式が、深田向町河川公園で実施されました。本年度は幼稚園のほうからもですね幼年予防隊として参加をしておりました。1月9日火曜日には、町内小中学校第3学期始業式。それから、町内小・中学校予算査定が11日まで行われております。そして第4回の教育支援委員会を開催しております。1月11日木曜日には、学級編制ヒアリングが球磨総合庁舎で開催されております。1月12日金曜日には、1月定例管内教育長会議が球磨総合庁舎で開催されました。1月16日火曜日には、第3回球磨地区教科用図書採択協議会が錦町役場で開催されております。1月22日月曜日には、教職員人事異動第二次面接が球磨総合庁舎で開催されました。1月23日火曜日には、1月定例町内校長会を大会議室で開催しております。1月25日木曜日には、管内教頭研修会が大会議室で開催されました。本日1月29日月曜日に、教育委員会とそれから米印で書いておりましたが、お知らせとしまして、2月1日木曜日でございますが、高校入試前期選抜でございます。そして同日には、熊本県市町村教育委員の大会がございます。よろしくお願いいたしますと思います。それからここには紙上には示していませんが報告しておきたいと思います。1月28日日曜日には、文化財講座講演会を須恵文化ホールで開催しております。一応インフルエンザ等心配されましたが無事開催をしております。それから同日には、第41回の熊日郡市対抗女子駅伝が開催されておりますので、一応報告しておきたいと思いません。次に2番目に、1月定例町内校長会議での指導助言の内容を報告しておきます。まず県教育長の毎年きますメッセージをもとにしまして、県教育の推進についてということで話をしております。それから2番目には、不祥事防止及び交通事故防止についてということで、不祥事防止に向けた指導の徹底と交通事故防止ということで話をしております。次に3番目に人事評価についてということで、評価実施日の確認、2月1日が基準日になりますが、実施日の確認及び業績評価、下期に係る校長面談にということで、一応、2月の13日に計画しております。次に条件付採用期間中の教諭の能力評価についてということでこれは6月にも通知が来ておりましたので、もしも、お忘れかもしれないということで確認で連絡をしたところです。次に学力の充実についてということで、次年度の全国学力学習状況調査に向けた取組としまして、県学調、それから学習状況調査の分析及び活用ステップシート等の活用についてということで話をしております。そして一人一人の課題に応じた評価問題の活用についてということでお話をしております。次に5番目としましていじめ不登校についてということで、定期的な心のアンケートの実施についてということで、お願いをしております。それから、教育相談の充実を合わせましてよろしくお願いいたしますということで話をしております。それから最後にその他としまして教職員人事異動第三次面接がまた実施されますので、その事についても話をしております。3番目には、令和6年度の学級編制。これは1月15日現在の児童生徒数、それから学級数を記載しております。小学校が729人、47学級、中学校が411人、18学級、総計の1,140人の65学級ということで示させていただいております。下のほうには、令和5年度の学級編制、令和5年1月15日現在の児童生徒数、学級数を示しておりますが、昨年からしますと全体

では108人の減というような形になっております。それから、小学校中学校の学級数は65学級でございますが、通常学級が47特別支援学級が18というふうな、来年度の状況となりますので、一応、お示ししておきましたので、御覧頂ければというふうに思っております。以上でございます。

○山口課長 教育長報告が終わりました。御質疑等ございませんでしょうか。はい。それでは、次の6番から8番まで、教育長のほうに進行をお願いしたいと思いますよろしく申し上げます。

6 非公開とする審議事項について

○米良教育長 それでは、まず、6番の非公開とする審議事項につきましては、一応報告3及び報告6、2つについて一応非公開としたいと思いますのですが、事務局のほうで、そのほかにありましたらお願いしたいと思いますのですが、よろございますでしょうか。後もしも途中でありましたら言うてください。よろしくお願ひしたいと思います。それから、協議のほうに入りたいと思いますが、協議第3号につきましては、ちょっと今、担当者のほうがですね急遽会議が入ったということで、こちらに出席した時に、協議第3号に入りたいと思いますが、よろしゅうございますか。途中になるかと思いますが、もしお許しいただければそのようにしたいと思いますのですが、よろございますか。（○「はい」という意見多数あり）はい。すいません。そういうところで進めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。はい、それでは早速議事に入りたいと思います。まず、議案第1号あさぎり町子ども奨励支援金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、説明よろしくお願ひいたします。

7 議 事

議案第1号 あさぎり町子ども育成奨励支援金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

○犬童主事 はい。資料は別紙となります。議案第1号、あさぎり町子ども育成奨励支援金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について。あさぎり町子ども育成奨励支援金交付要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり制定することとする。令和6年1月29日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。提案理由としましては、領収書紛失等により、申請出来なかった保護者がいたことから、保護者の申請の負担の軽減を図るため、本要綱の一部を改正する必要がある。次のページを開いていただきまして、あさぎり町子ども育成奨励支援金交付要綱の一部を改正する要綱。あさぎり町子ども育成奨励支援金交付要綱（平成26年あさぎり町教委告示第9号）の一部を次のように改正する。第3条第1項中、県地区予選大会の結果、又は各種目の推薦等を県予選会選考会等の選抜手続に改め、同項第1号中、（ジュニア大会を含む）を削り、同項第2号中（県大会、選考会などの選抜手続を得る全国規模のもの）を削り、同項第3号中（県大県予選会選考会などの選抜手続を終える九州規模のもの）を削る。第4条の見出し中（支援金額）を（交付金の額）に改め、同項第1項を削り、同条に第1項として、次の1項を加える。交付金額については、開催地により次のとおりとする。（1）九州管内（沖縄県を除く）で開催される各種大会等1人1万円。（2）九州管外（沖縄県を含む）で開催される各種大会等1人3万円。（3）日本国外で開催される世界大会等大会等への参加料の全額及び出場するために必要な旅行にかかる経費に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額）とする。ただし、ほかからの金銭給付を受ける場合は、その額を除いた額に4分の3を乗じて得た額とする。第4条第2項を削る。第5条第1項中、大会実施後にを削り、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。第6条中、3を2に改めの1を削る。第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。（大会結果の報告）第7条、支援金の交付を受けた者は、大会終了後1年以内に子ども育成奨励支援金実績報告書（様式第3

号)を提出しなければならない。大会実施後の申請においては子ども育成奨励支援金交付申請書兼実績報告書(様式4号)をもって実績報告にかえることができる。様式第1号及び様式第2号を次のように改める。様式第1号(第5条関係)様式第2号(第6条関係)様式2号の次に次の2様式を加える。様式第3号(第7条関係)様式第4号(第7条関係)様式第3号の1及び様式第3号の2を削る。附則、この要綱は令和6年4月1日から施行する。様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式4号を添付しております。こちら、新旧対照表を先ほど読み上げたように、改正しております。内容としましては、主な改正点として九州大会全国大会が大会参加料全額と出場経費の3分の2で現在算定しておりますが、個人の領収書紛失やクラブが取りまとめている、領収書が取得出来なかった場合があることから、領収書の提出は、全国大会までにおいては原則不要とし、奨励金として沖縄県を除く九州管内は一律1万円。沖縄県を含む九州管外は一律3万円とする内容となっております。様式につきましては、第1号から様式第4号を添付しております。以上、説明となります。よろしくお願いいたします。

○米良教育長 はい、ありがとうございました。いろいろ今説明がありましたが、やっぱり私もいろいろ説明聞いてる中でやっぱり領収証とか非常にもう、いっぱいいると、もう煩雑になってしまうので、今回はもう1番初めに紹介がありましたように、支援金額を交付金の額に改めるというのが大きな狙いでございますので、九州管内は1人1万円、九州管外は1人3万円というようなところでですね、一応定めたいということですが、何かお尋ね等はございませんでしょうか。はい、恒松委員どうぞ。

○恒松委員 小さいことなんです、新旧対照表の改正の案、改正後案のところの第3条のところなんです、これ要綱です。表にはあんまり出ていかないと思うんですが、条例・規則の場合の例規の文法でいきますとですね。県予選会及びとか、またはとか、並びにとかいうような点じゃなくてですね、だったと思うんですよ。ちょっともう時間がたって何かそういうような文法がありますので、それにならってというかして要綱改正というのは行っていただきたいなと思います。

○米良教育長 以上です。はい、ありがとうございます。一応表現でですね、御指摘がありましたので、どうぞ。

○犬童主事 及びでこちら確認しまして修正させていただきたいと思っております御意見ありがとうございます。はい。

○米良教育長 修正させていただきますので、よろしくお願いいたします。ほかに何かございませんでしょうか。なければ一応これでいきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。はい。

○伊勢委員 問題ありませんが沖縄がどれだけ高いでしょ、飛行機とか幸い九州では真ん中ですけど。

○犬童主事 すいません、私がお示ししたものですけれども、第4条の見出し中の(支援金額)を交付金額に改めていうところなんです、今回の要綱のタイトルが支援金となっておりますので、こちらが、交付金っていうところに本来であればちょっと修正すべきところかなというところなので、こちらと同時に、この今回の教育委員会議にかけさせていただいて、修正をしていいということであれば同時に修正をさせていただきたいと考えております。なので、あさぎり町子ども育成奨励交付金という形で、要綱のほう改正をできればと思います。全部交付金という形にですね。すいません。今まではちょっと支援金としてちょっと出していたっていうところもありまして、タイトルのほうが支援金となっておりますけれども、交付金っていうところで修正しておりますので、全部交付金というところに、文言を一律で統一した表現にする必要がちょっとあるかなというところになりますので、すいませんお示しした内容とちょっと変わってしまうかもしれませんが、申し訳ございません。

○米良教育長 一応伊勢委員のほうから沖縄のほうは非常に飛行機ないし船等もありますので金額がですね、大分上がっていくんですけど、一応ここに、第4条の(2)で沖縄県を九州管外ちゅうことでですね、し

てありますのでようございますでしょうか。はい。ということで、沖縄の場合はまた、別にですね、なるのではないかと考えております。この件については、一応ようございますでしょうか。（○「はい」という意見多数あり）いろいろ御指摘いただいたことをまたきちんと直してですね。

○**犬童主事** 表現等は変更させていただきます。

○**米良教育長** はい、よろしくお願ひします。この件についてございますでしょうか。（○「はい」という意見多数あり）はい。また子供たちですね、いろいろな大会に出場しますので、まず、支援を、言葉かけでも、合わせましてよろしくお願ひしたいと思ひます。お世話になります。それでは、議案第1号を、これで終わらせていただきます。次に、議案第2号、これはまた後で、お願ひしたいと思ひます。第3号もまた併せまして、後からお願ひしたいというふうにしてあります。ようございますでしょうか。はい。それでは、報告に入らせてください。まず（1）令和6年あさぎり町二十歳の成人式について、報告をお願ひいたします。

8 報 告

（1）令和6年 あさぎり町二十歳の成人式について

○**福本主事** 令和6年あさぎり町二十歳の成人式について、説明したいと思ひます資料は、3ページを御覧ください。初めに、資料の訂正をお願ひいたします。資料中、中段にあります5の成人者代表登壇者のところの、交通安全宣言の畑野宏太さんを、平田龍之介さんに訂正をお願ひいたします。実行委員会の5人目の平田龍之介さんと同一人物になります。訂正のほうをお願ひいたします。それでは令和6年1月4日木曜日、あさぎり町二十歳の成人式。一応資料のとおり開催を無事終了することが出来ました。まず、当日の参加人数など一部抜粋して説明をさせていただきます。まず、3の成人者についてですが、対象者159名のうち当日参加者は130名でした。5の成人者代表者登壇者で交通安全宣言を畑野さんにお願ひする予定でしたが、急遽参加出来ないとのことでしたので、平田龍之介さんに代わっていただくことになりました。最後に、6の来賓については、登壇者の緒方県議会議員、町議会議長の2名と、その他55名の方、計57名の方に御列席いただきました。以上で説明を終わらせていただきます。

○**米良教育長** はい、ありがとうございます。一応報告ということですけど、何かございませんか。感想も含めて、

○**伊勢委員** やっぱ飛行場の事故で来れなかった人もおるんですか。

○**米良教育長** 福本君どうぞ。欠席者の中に、例の飛行機事故ですね、羽田のあれで緊急にこれなかった人もおりましたですか。

○**福本主事** すいませんちょっと把握はしないです。すいません。把握は出来てなかったです。

○**伊勢委員** 参加予定で欠席者は何人。

○**福本主事** はい、参加予定で欠席者は何人、何名かいらっしゃるんですけど、その理由とまだちょっとこちらでは把握してませんすいません。

○**米良教育長** ほかに何か。はい、ようございますか。福本君よかですか。もうこれ閉じたいと思ひますはい、ありがとうございます。それでは、報告の2に入りたいと思ひます。小学校児童のジュニアスポーツクラブ加入状況等に関するアンケートをお願ひいたします説明をお願ひいたします。

（2）小学校児童のジュニアスポーツクラブ加入状況等に関するアンケート

○**那須主幹** はい、では、資料の4ページを御覧ください。ジュニアクラブ等加入に関する調査。実施期間は令和5年11月、例年と同様の時期に開催しております。対象は、あさぎり町立小学校児童4年生から

6年生全児童です。回答数はですね、対象が407名で回答者数399名、回答率が98.3%となっております。ジュニアクラブ等の加入状況につきましては、男女合わせて合計230名が加入しております。加入率は56.51%です。未加入者は、下段169名です。ジュニアクラブ等未加入者についての調査、やってみたいスポーツがあるかどうかの調査、また、5ページ目の下の段にはですね、競技毎のですね、種目加入別の加入者の状況を調査しております。陸上、水泳、ソフトテニス、柔道、その他、若干減少がありますが、その他のスポーツは増加傾向です。5ページの中ほどですね、令和元年度から令和5年度までのですね、調査の結果を出しております。令和元年度の2月、令和2年の1月に実施をした調査では、60.85%でしたが、その後、減少しておりますが、ここ近年ですね、徐々に持ち直したといえますか、増加傾向にありまして、今年度が56.51%、コロナ前の60%ですねに行くようになればいいなと思っ

○米良教育長 はい、ありがとうございました。何かお尋ね等はございませんでしょうか。加入者は率も、大分上がってきましたので、ようございますですか。はい。また何かありましたら後からでも、よろしくお願ひしたいと思います。はい、それでは一応、2番の報告については、これで閉じておきます。では次に、(3)のいじめ不登校の状況について説明よろしくお願ひいたします。

(3) いじめ不登校の状況について

<非公開案件につき内容は省略>

(4) あさぎり町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程規定について

○米良教育長 では次に、あさぎり町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程規定について、説明よろしくお願ひいたします。

○石井課長補佐 はい。資料6ページと7ページになります。あさぎり町教育委員会事務局処理規程を専決にて改正し、令和6年1月1日から施行しております。改正部分は、第7条です。第7条中、押印の次に(タイムカードの場合はタイムチェック)閉じを加える。7ページが新旧対照表になります。第7条が出勤で、事務局職員は毎日出勤時期限までに登庁し、出勤簿に押印の後、事務に、服しなければならぬとありましたが、その押印の後に、タイムカードの場合は、タイムチェックという文言を付けております。こちらは町長部局と併せて同内容を改正しております。改正の理由ですが、押印の廃止、またはペーパーレス、後はですね職員の勤務時間の管理のために改正を行ったものになります。具体的にはですね職員が使うパソコンにメールとかインフォメーションとかをするシステムが入っておりまして、その中に出勤退勤を押すボタンがありますので、それを出勤してシステムを立ち上げて、ボタンを押すという形になります。押印というのが残っておりますが、教育委員会部局では、学校のですね、特別支援教育支援員さんたちは、このシステムを使っておりませんので、そちらを今までどおりの押印という形になります。以上で説明を終わります。

○米良教育長 はい、ありがとうございました。この点についてはようございますでしょうか。はい。よろしくお願ひしたいと思います。以上、御理解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。では次の5番に入ります。令和5年度これはまだ、後からですね、まだ来てませんですね。それでは、(6)からいきます。令和5年度区域外就学の専決について、説明よろしくお願ひいたします。

(6) 令和5年度区域外就学の専決について

<非公開案件につき内容は省略>

議案第2号 あさぎり町学校給食運営審議会委員の委嘱について

○米良教育長 はい。ほかに何か御質問等ございませんでしょうか。ようございますか。はい。学校給食関係の議案とそれから報告が終わってませんが、一応来てから、丁度でした。はい、ようございました。なら準備ようございますか。議事の議案第2号あさぎり町学校給食運営審議会委員の委嘱についてから、まず説明よろしくお願いいたします。ページ2ページをお開けください。

○樺木給食センター長 はい。資料2ページですね。議案第2号について御説明させていただきます。あさぎり町学校給食運営審議会委員の委嘱の同意について。あさぎり町学校給食運営審議会条例第3条の規定に基づき、下記の者に委嘱したいので、委員会の同意を求めます。それぞれ住所、氏名、生年月日、書かせていただいておりますが、福島伸也様と下田美恵子様と犬童裕美様。それぞれ上から順に、学校PTAの代表会長様と栄養士をされていらっしゃる学識経験者の栄養士の下田先生になります。と最後の犬童様が、免田小学校の校長先生で、学校給食を受けていただく、校長会の中での給食部局の担当になられているものです。令和6年1月29日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。提案理由につきましては、あさぎり町学校給食運営審議会委員を委嘱するため、あさぎり町学校給食運営審議会条例第3条の規定により、委員会の同意を得たいので提案するというものです。よろしくお願いいたします。

○米良教育長 はい、ありがとうございます。はい、一応3名の方にですね運営委員としての委嘱をしたということですが、委員さんいかがでしょうか。あと3名の方にしたいということですが、ようございますか。はい。同意を得ましたので、また準備等よろしくお願いいたします。はい、ありがとうございます。はい。それでは、次の議案第3号、あさぎり町学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明よろしくお願いいたします。

議案第3号 あさぎり町学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○樺木給食センター長 はい、別紙の資料になります。議案第3号、あさぎり町学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてです。あさぎり町学校給食費条例施行規則の一部を別紙のとおり改正することとする。令和6年1月29日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。提案理由としましては、令和5年度あさぎり町学校給食費において、物価高騰の影響で基準額の修正が必要となり、また、児童生徒の給食費については、コロナ高騰対策臨時交付金による支援を受けるために、保護者負担額の改正の必要があるためということになっております。開けていただきまして、3ページ目に、それぞれ新旧の表をつけております。これはあさぎり町学校給食費条例施行規則の中から抜粋と書いておりますが、別表の1の部分についてですので抜粋ということで書かせていただいております。左手が新、右手が旧になります。この中で枠の2列目、縦列の2列目ですね月額基準額。ここが高騰が続いておまして4月に本来改正させていただいたんですが、さらに、小学校で140円、中学校で280円。月額基準で上昇しているため、改正をさせていただきたいというものになります。同じく、その基準額でもって、右から2列目ですけれども、基準年額についても上がっているものでございます。ただ、保護者負担額の欄、真ん中になります。保護者負担月額、この欄につきまして見ていただきますと小学校・中学校でそれぞれ3,800円、4,500円。右手と同じままの据置きということになります。保護者様への負担増額を目的としておりませんので、ここは据置きさせていただいて、小学校教職員の方中学校教職員の方またスタッフと調理師等もおりますけれども、そこにつきましては本来必要な月額基準額で負担をいただきたいというものになっております。これらは、下の表にあります1食当たりの基準額、これをベースに出しております。1番右端になります。1食当たり保護者負担がこれを先ほどの内容と同じで、旧規則と改正等は行わないものでございます。この提案理由の中で、高騰対策保護者負担額改正するために支援をするんだよという

ことを言っておりますが、これは金額が3,800円4,500円変わっておりませんのでそのために、開けていただきまして4ページ、こちらにあさぎり町学校給食費条例施行規則の特例を定める規則というふうに書かせていただいておりますけれども、特例を定めさせていただきたいというものになります。ここにあります趣旨のとおり、コロナ禍中における原油価格高騰対策に直面する子育て世帯の給食費の負担を軽減するため、学校給食費の額の特例を定める為のものになります。こちらでもって負担を減らすという特例を定めたいというものです。第3条にあります1行目の真ん中ですね、令和5年4月から令和6年3月まで、この期間に対して実食数を基に算出したその半額を免除する給食費は、先ほど見ていただいたとおり、3,800円4,500円決まっておりますけれども、これを単純に半額にしますと、食べられなかった子もいらっしゃいます。学校の行事等でですね、その人たちに余剰にいても困るし、いろいろと問題がありますので実食数をもとに算出させていただきますというものになります。第3条の2項ですけども、前項の規定次に掲げるものには適用しないということで1号、就学援助の認定を受け、学校給食等の提供を受ける児童及び生徒、これらにつきましては就学援助という制度がきちんとありますので、この制度を受ける限りは支援の対象とはするべきではないというところがございます。ただし、ちゃんともう無償なりになっていらっしゃいますのではない。そういうものでございます。2号につきましては教職員その他児童及び生徒に該当しないもの当然でございますけれどもその方たちについては対象外と書かせていただいております。附則、2号ですけども、最後にこの規則は令和6年3月31日に限りその効力を失うということでそれ以降は、規則の廃止という形になります。令和5年度につきましては、この特例を定める規則において免除したいというふうに考えているものでございます。よろしく願いいたします。

- 米良教育長** はい、ありがとうございました。まず何か。お尋ね等はございませんでしょうか。はいどうぞ。伊勢委員どうぞ。
- 伊勢委員** 実際やっぱ今年度はコロナの影響で、給食がなくなったとかいう数が結構多かったんですかね。実食数で言えば。数はそんなに例年と変わってないんですかね。給食実数は。
- 樺木給食センター長** はい。給食がなくなったというのは、学級閉鎖等でっていうことでしょうか。今も上小学校のほうは、学級閉鎖が出ておりますし、コロナだけではなく、インフル等も流行っております、停止がありますとそれ以外でも、例えば中体連だったり、そういったのに参加される場合は、学校行事ですので、給食停止は間に合わないんですが、徴収はいたしておりません。
- 伊勢委員** ようございますか。ほかに何か御質問等はございませんでしょうか。ならようございますか。はい。一応、議案第3号については、一部を改正するというところでようございますでしょうか。(「はい」という意見多数あり) はい、ありがとうございます。ならよろしく願いいたします。では報告のほうですね、また次の5番のほうに続けてようございますか。5番、令和5年度学校給食費補助事業の実施について。

(5) 令和5年度学校給食費補助事業の実施について

- 樺木給食センター長** はい。それでは、資料の8ページになります。令和5年度学校給食費補助事業の実施について御説明申し上げます。こちらには、令和5年4月1日から算出したときの、令和6年1月9日現在での対象者の方をいわゆるコロナ高騰対策臨時交付金として受けるべき、小学校中学校の生徒児童さんの人数をまず出しております。その人数に対して、実際にどれだけの給食費があるのか。臨時交付金の対象、先ほど申しあげました就学援助の方たちにつきましては、その対象外とするというところで、はっきりしておりますので、ちょうど中段程度ですけども小学校就学援助者の方が56名、中学校では49名いらっしゃいますので、それぞれの該当給食費を先ほど、算出した全体から差引きしまして、濃ゆい破

線の上になりますけども、給食費①ですね。55,506,389円から就学援助分を②を引かせていただいて、対象給食費は50,800,290円となります。これに対し、補助率は50%ということで、掛けますと2,540万円がここは歳入減額と書いてありますが、皆様に還付という形で対応をすることになりますので、補助事業では実際補助支援をするんですけども還付という形で行うものでございます。これを実施したいというものになります。破線の下につきましては、途中で高騰対策等が入っておりますので、ちょっとその内訳について分かりやすく、出来ないかというところでこれは小学生の方を補助等の内訳として例として挙げております。下の横棒の表を見ていただくと分かりやすいかと思うんですけど①が、必要月額、もともと本日議案で提案しました規則で書いてある金額になります4,390円。これに対してさらに④右側ですが142円高騰しております。で、③④が令和3年度に対して高騰してる分について、これはそれぞれ③は③、④は④で、臨時交付金の支援を受けているものであります。で、ちょっと色が濃くなってる②ここが保護者負担月額小学校3,800円でございますが、もともとの本来高騰する前の金額として考えているものになります。このベース、これをずっと据置きを高騰に合わせても、据置きをしておりますので、この中から2分の1の補助をするというものでございます。そのため、既に③④については、国の支援を受けながら支援をしておりますので実質の負担率は半分ではなく42%程度になるような大きな支援をするものとなっております。説明は以上でございます。

○米良教育長 はい、ありがとうございました。何か御質問等はありませんか。伊勢委員どうぞ。

○伊勢委員 この間、町長との懇話会のときも、お話に出ました将来は無償化にしたいというお話が中々やっぱ町の財政として厳しいのはもうと、いろんな面で厳しい厳しいと言われてますからね。中々その辺りの到達は、どうなんでしょうかなと思います。やっぱ話題、聞くときがありますよ。他所はやっぱ無償化進めとるってあさぎり町はなかなかまだ難しいじゃろうかなあとかいう話を聞くことありますので。

○米良教育長 はい、課長どうぞ。

○山口課長 はい。現在、来年度の当初予算の編成中でありまして、財政課のほうも、振り分け等ですね大変苦労してるところであります。財源等を確認しながらという現在の段階ですので、現在のところは5年度につきまして遡って交付金を利用して半額の助成をします。来年度につきましても、財源を確認し出来ましたならば、なかなか1回下げたものを上げるというのも難しいと思いますので、そのまま半額の方向性ではいきたいと教育課と町長とは話をしているところです。

○米良教育長 ようございますか、はい。何か。質問も含めまして、何かございませんでしょうか。ならば一応、補助率50%ということでこれがまた来年、最終的にはやはり無償化。大体義務教育の教科書は無償化になりました。これはやはり、ある県の地方から要求が広がって国のほうが動いたというような経緯もございますので、やっぱりこういう給食の無償化っていうのもですね、やっぱり、義務教育としてはやっぱり国も考えてもらいたいなと個人的には思ってるところです。この件についてようございますでしょうか。はい。それで一応、議事報告終わりましたが、事務局のほうから何かございませんでしょうか。議事報告は一応これでもう閉じたいと思っておりますがようございますでしょうか。はい、あとはまた、全体的なその他ということで後、課長のほうにお戻ししたいと思いますのでようございますか。

9 その他

○山口課長 それでは、その他に入らせていただきます。まず、令和6年度の学校閉庁についてお願いします。

(1) 令和6年度 学校閉庁について

○吉川指導主事 では、失礼いたします。資料9ページをお開きください。報告というよりは、こういうふうに考えておりますということをお伝えしたいと思ってその他に入れさせていただきました。教育委員の皆様方も御承知のとおり、熊本県の県立学校においては、働き方改革の一つとして県立の高等学校県立の中学校が、ここにあります学校閉庁日を8月のお盆あたりに設定をしております。令和6年度のカレンダーを作成、学校がする時期になりましたので、教育長に相談をしてですね、令和6年8月の11日が日曜日です。山の日なので、12日が振替休業に、月曜日になりますが、通常ですと13、14、15、つまり、火、水、木の学校閉庁をするならば、その日の16日金曜日のみがちょっと勤務になってしまいますけれども、令和6年度の8月については、16日も休みにするということで、日曜日、振休、閉庁閉庁閉庁閉庁閉庁ということで1週間丸々学校閉庁になりますので、随分、働き方改革あるいは教職員のリフレッシュ等にもなるということで、6年の8月13から16、ただし12は振休ということで、学校のほうにもお知らせをしたいというふうに考えておりますので、教育委員の皆様方にも御承知おきいただきたいと思って、その他でお話をさせていただきました。以上です。

○伊勢委員 いいですか。これはあさぎり町独自の計画でしょうか。

○吉川指導主事 あのですね。6月の管内の校長会とかで各市町村はどうされますかって尋ねられたんです。4年も5年も、その時にそれぞれの市町村で検討をしてます。この働き方改革の学校閉庁についてあさぎりではどうするかというの中で、明確な規定はないんですけど、基本13、14、15になっていると。今年度、先ほど言ったように教育長に相談した時に、また別途、教育長からもあるかもしれませんが、やっぱり働き方の一つとして、夏休みを十分確保するとか、あるいは秋、秋季にちょっと休みを取るとか、いろいろ文科省のほうでもやってるのもあるので、金曜日だけ勤務をするよりはということなので、他はどうなってるか分かりませんが、あさぎり町においては、6年度はそういうふうにと考えております。

○伊勢委員 ナイス企画だと思いますので、こういうやっぱナイス企画をあさぎり町からもどんどん発信して行ってほしいなと思います。いいなと思います。

(2) 次回教育委員会の日時

○山口課長 ほかにございませんでしょうか。無いようでしたら、次回の教育委員会の日時を決めさせていただきますと思います。現在、こちらの会議室があいておりますのが、2月19日、2月22日、2月26日となっております。いかがでしょうか。(協議中) 2月26日月曜日になりますが、午後3時からなりますよろしくお願ひします。それでは、議事が終了いたしましたので、御起立をお願いいたします。礼。これもちまして、令和6年第1回教育委員会議を閉じます。お疲れさまでした。

《閉会 午後4時00分》